

ドイツ向け県産品テストマーケティング事業業務委託基本仕様書

1 目的

ドイツにおいて県産工芸品・デザイン雑貨のテストマーケティングを実施し、その結果をフィードバックすることにより、現地ニーズを踏まえた商品のブラッシュアップや、テストマーケティング結果を踏まえた県内事業者の今後の海外における販路開拓や取引拡大につなげる。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月12日まで

3 業務内容

上記目的を達成するために、山形県知事（以下「発注者」という。）は、事業実施者（以下「受注者」という。）に対し、下記の内容により本事業の委託を行う。事業の実施にあたっては、受注者は、発注者と十分調整を行うものとする。

(1) 委託事業

集客力のあるドイツの実店舗において、工芸品・デザイン雑貨のテストマーケティングを実施し、商品の市場適合性等を調査・分析するとともに、参加事業者に対し、その結果を踏まえたフィードバック、助言及び指導を行うことにより、主体的な商品開発、改良及び価格設定等を促進し、今後の事業展開に資する支援を行う事業とし、これに必要な業務を以下のとおり行うものとする。

① 実店舗におけるテストマーケティング実施

- ア ドイツの実店舗において、工芸品・デザイン雑貨の展示販売によるテストマーケティングを実施すること。
- イ テストマーケティング期間中に使用するドイツ語の事業者紹介及び商品説明資料を作成し、店舗に掲示すること。
- ウ テストマーケティング期間終了後、参加事業者と個別面談を行い（オンライン可）、販売実績や調査・分析結果を県内事業者にフィードバックし、海外販路開拓に向けて、商品開発・改良や価格設定、今後のビジネスの進め方について助言・指導を行う。

② 販路開拓支援

- ア テストマーケティング期間前又は期間中において、現地バイヤー等への声掛けを行い、商談機会の創出に努めること。
- イ テストマーケティング期間中に現地バイヤー等から問合せ又は商談の依頼があった場合は、速やかに県内事業者につなぐとともに、必要に応じて商談の調整及び支援を行うこと。

③ 報告書の作成

事業終了後、事業の実績をまとめた報告書を作成し、発注者に提出する。

(2) 委託事業実施の条件

- ア 受注者は、実店舗において1週間以上、県内事業者15者程度（最少10者）の商品のテストマーケティングを実施すること。なお、販売形態は、委託販売とする。
- イ 受注者は、実店舗の借上や店舗スタッフに係る経費を負担する。また、商品の運送料、関税、VAT（付加価値税）等の経費の負担は企画提案の内容による。
- ウ 参加事業者の募集及び参加事業者との連絡調整は、発注者が行うものとする。商品選定に当たっては、参加事業者の希望及び現地市場への適合性を考慮し、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- エ 受注者は、発注者が求めた場合には、業務完了以前であっても、テストマーケティングの暫定結果など、業務の進捗状況に関する資料を提出しなければならない。

4 成果品の納品及び部数

- (1) 受注者は、3(1)③に規定する報告書及びテストマーケティングの様子が分かる写真（JPEG形式）を電子データで提出するものとする。
- (2) (1) は、電子メールにより提出すること。

5 その他

- (1) 受注者は契約締結後速やかに委託業務に着手しなければならない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、次の関係法令及び規則等の定めるところに従うものとする。
 - ア 山形県財務規則
 - イ 労働関係法令
 - ウ その他関係法令及び諸規則
- (3) 委託業務の実施にあたり、受注者は、業務の方針及び実施手法等について発注者と協議しながら進めることとする。
- (4) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報（個人情報を含む。）を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 本業務による成果品の著作権は成果品の引き渡しが行われたときに、受注者から発注者に移転するものとし、発注者は当該成果品の内容を本業務以外にインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、自由に使用（公開、配布、放送等）することができるものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議して決定する。